

議案第97号

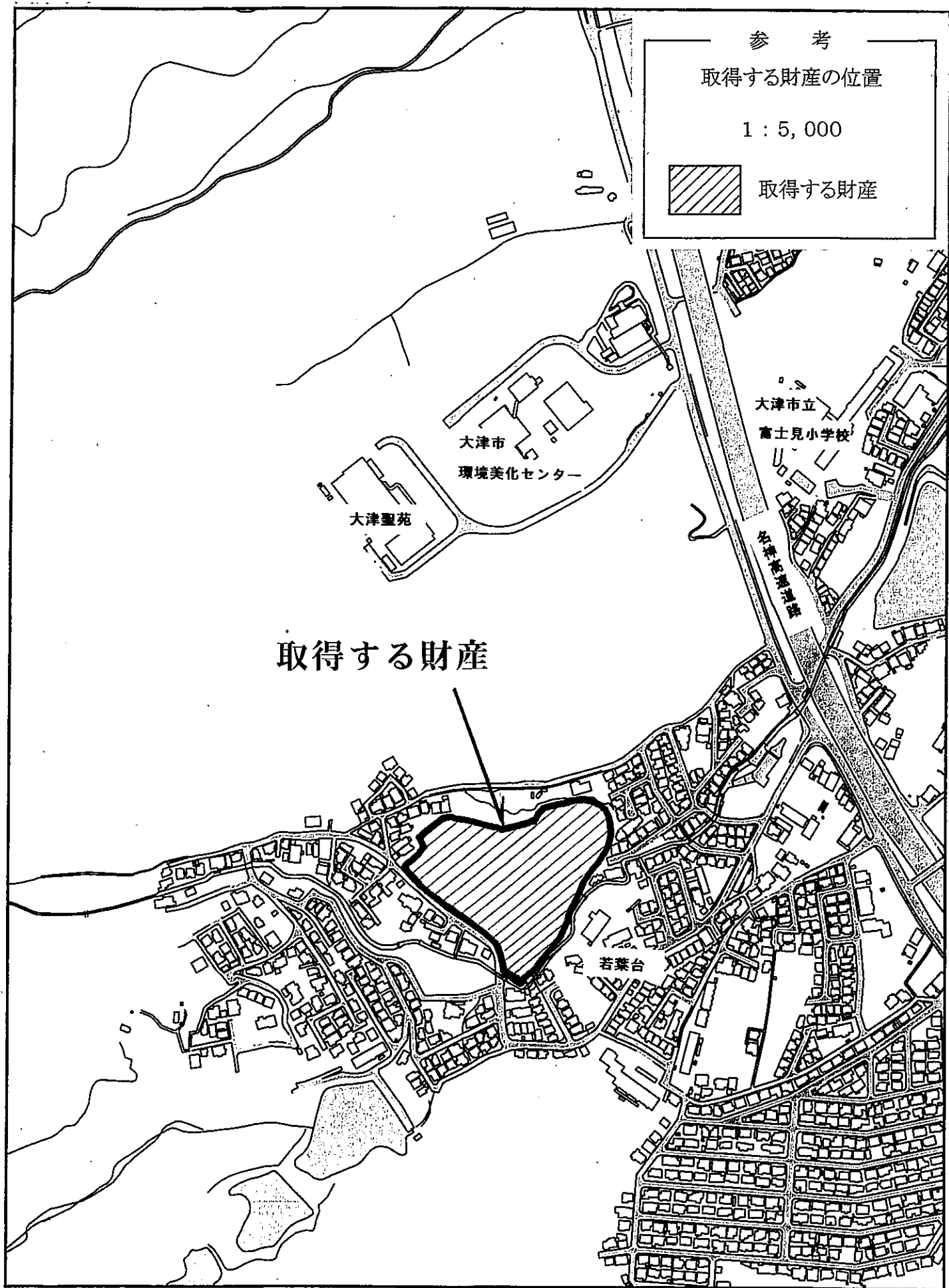
財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成27年3月20日提出

大津市長 越 直 美

- | | | |
|---|---------|-----------------------------|
| 1 | 取得する目的 | 若葉台地先公園整備事業用地 |
| 2 | 取得する財産 | 土地 |
| | 所 在 | 大津市若葉台字大谷681番1ほか3筆 |
| | 面 積 | 22,715.72平方メートル |
| 3 | 取得する価格 | 145,800,000円 |
| 4 | 取得する相手方 | 大阪市西区本田二丁目1番32号
トーステ株式会社 |



議案第98号

下水道使用料の督促についての審査請求に対する裁決について

別紙のとおり下水道使用料の督促についての審査請求に対する裁決をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第7項の規定により、議会の意見を求める。

平成27年3月20日提出

大津市長 越 直 美

裁 決 書 (案)

審査請求人

処 分 庁 大津市公営企業管理者 山 本 博 志

審査請求人から平成26年11月23日付けで提起された下水道使用料の督促に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

大津市公営企業管理者（以下「処分庁」という。）が平成26年11月4日付けで審査請求人に対して行った下水道使用料の督促（以下「本件督促処分」という。）の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

- (1) 審査請求人は、滞納に係る下水道使用料の支払の条件として、審査請求人が自宅（以下「本件住宅」という。）を新築した際に大津市下水道条例（昭和43年条例第36号。以下「条例」という。）の規定に基づく必要な手続を行わずに本件住宅の下水道工事を施行した事業者（以下「当該設備工事業者」という。）に対する下水道排水設備指定工事店（条例第6条に規定する下水道排水設備指定工事店をいう。以下同じ。）の指定の取消しその他の何らかの処分を処分庁に要請しているが、処分庁はいまだに当該設備工事業者に対する処分を行っていない。
- (2) 審査請求人が本件住宅の新築の際の下水道工事について条例に基づく必要な手続がなされていなかったこと及び下水道使用料の請求がなされていないことを処分庁から知らさ

れたのは、平成24年3月以降であり、過去5年分（平成19年10月分から平成24年3月分まで）の下水道使用料を支払うことについては納得することができない。

(3) 以上のことから、本件督促処分の取消しを求める。

第2 事案の概要、当事者の主張及び判断

1 事案の概要

処分庁が平成24年3月に下水道接続調査をしたところ、平成16年に新築された本件住宅について、条例第5条の規定による排水設備等の計画の確認及び条例第7条第1項の規定による排水設備等の工事の検査を受けず、また、条例第11条第1項の規定による公共下水道の使用の再開の届出がなされていなかったために下水道使用料の請求がなされていなかったことが判明したことから、処分庁は、平成24年10月に審査請求人に対し、平成19年10月分から平成24年3月分までの下水道使用料272,136円（以下「本件使用料」という。）の請求をしたが、その納付がなかったため、平成26年11月4日付け下水道使用料督促・催告書により督促を行った。

本件は、審査請求人が、第1の2に記載する理由により、本件督促処分の取消しを求める事案である。

2 当事者の主張

(1) 審査請求人の主張

審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

ア 条例では排水設備等の計画の確認を本人が行うものとなっているが、本件住宅の新築工事を請け負った工務店が排水設備等の工事に係る全ての業務を下水道排水設備指定工事店に依頼し、当該下水道排水設備指定工事店が作成した書類を本人が確認して届出を出すというのが一般的な流れであり、通常、工務店側から話がなければそのような手続が必要であるとは本人にはわからないものである。審査請求人は、故意に条例に基づく必要な手続を行わなかったわけではなく、むしろ、当該設備工事業者の行為により迷惑を受けている。

審査請求人は、処分庁に対し、条例に基づく必要な手続がなされなかった経緯を調べて欲しいと依頼し、当該設備工事業者の処分がなされれば本件使用料を支払う旨を述べたところ、処分庁はこれについて調査を行い、本件使用料の催告のため審査請求人宅を訪問した際に当該設備工事業者を伴って事情の説明を行ったのであるから、当該支払の条件に同意していたものとする。当該設備工事業者については、ほかにも同様に条例

に基づく必要な手続を行わずに工事を施行しているにもかかわらず、いまだに下水道排水設備指定工事店の指定の取消し等の処分を受けておらず、納得することができない。

イ 本件住宅の新築の際の下水道工事について条例に基づく必要な手続がなされていなかったこと及び下水道使用料の請求がなされていないことを処分庁から知らされたのは、平成24年3月以降であり、請求時から起算して過去5年分（平成19年10月分から平成24年3月分まで）の下水道使用料を支払うことについては納得することができない。

審査請求人は、水道料金を口座振替で支払っており、その支払を怠るようなことはしていない。処分庁は、水道料金のみが請求されていることを漫然と放置しており、別の下水道排水設備指定工事店が条例に基づく必要な手続を行わずに工事を施行していたことが発覚したことを契機として調査を実施するまでの間、審査請求人に対する下水道使用料の請求がなされていないことがわからなかったのは、処分庁の落ち度である。

(2) 処分庁の弁明

処分庁の弁明の要旨は、次のとおりである。

ア 審査請求の理由(1)について

処分庁は、当該設備工事業者の処分を本件使用料の支払条件とすることに同意していない。また、本件使用料の支払と当該設備工事業者の処分は別の問題であることを一貫して審査請求人に説明しており、審査請求人は、当該設備工事業者に対する処分の有無にかかわらず、下水道使用料を支払う義務がある。

イ 審査請求の理由(2)について

審査請求人は、条例第5条の規定による排水設備等の計画の確認及び条例第7条第1項の規定による排水設備等の工事の検査を受けずに排水設備等を新設し、並びに条例第11条第1項の規定による公共下水道の使用の再開の届出を行わずに公共下水道の使用を再開したものである。このことから、処分庁では、審査請求人が公共下水道の使用を再開したことを把握することができず、下水道使用料を請求することができなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第236条第1項に規定する消滅時効が完成していない下水道使用料について、法第231条の3第1項の規定により督促したものである。

3 判断

(1) 審査請求人の主張は、つまるところ、本件使用料の賦課処分（以下「本件賦課処分」と

いう。)が違法ないし不当であると主張するものと解されるが、本件賦課処分と本件督促処分とはその目的及び効果を異にする別個独立の行政処分であるから、前者の違法は後者に承継されないというべきであって、仮に本件賦課処分が違法であったとしても、その違法が重大かつ明白で当該処分が無効とならない限り、これによって本件督促処分が違法となるものではないことは明らかである。以下、本件賦課処分に重大かつ明白な違法があるかについて検討する。

ア 審査請求の理由(1)及び審査請求人の主張アについて

下水道使用料は、条例第14条の規定に基づき、公共下水道の使用について使用者から徴収するものであり、本件使用料の請求に係る期間において公共下水道を使用していたことについては争いがないのであるから、審査請求人が付したとする条件が成就したかどうかにかかわらず、使用者である審査請求人は公共下水道の使用の対価として下水道使用料を支払う義務があるというべきであり、審査請求人の主張は失当である。

イ 審査請求の理由(2)及び審査請求人の主張イについて

下水道使用料については、前記のとおり公共下水道の使用の対価として使用者が当然に支払うべきものであり、その請求がなされていなかった原因が審査請求人の主張のとおりであったとしても、それをもってその支払を免れるものではない。また、下水道使用料の請求権の消滅時効は、法第236条第1項の規定により5年とされていることから、平成19年10月から平成24年3月までの公共下水道の使用についてなした本件賦課処分に違法・不当な点はない。

- (2) 以上のとおり、本件賦課処分に重大かつ明白な違法は認められず、また、審査請求人は、本件督促処分固有の違法について何ら主張していないことから、本件督促処分についてこれを取り消すべき事由はなく、本件審査請求は理由がない。

第3 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法第40条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

年 月 日

大津市長 越 直 美

教示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大津市を被告として（大津市長が被告の代表者となる。）、大津地方裁判所にこの裁決の取消しの訴えを提起することができる。この場合において、本件督促処分の違法を理由としてその取消しを求めることはできない。

ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、裁決の取消しの訴えを提起することができない。